

令和8年度事業計画

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

I 基本方針

国は令和3年度から令和6年度にかけて取り組んだ「新子育て安心プラン」の後継計画として、持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現を目指し、令和7年度からの4か年の「保育政策の新たな方向性」を打ち出しました。これまでの待機児童解消のための保育の量の拡大から、質の向上への転換をめざし、地域のニーズに応じた質の高い保育の充実・確保、すべての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進、保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善の3つの柱を軸として取り組むことなど、子ども施策は今大きな転換期を迎えています。

また、全国的に人口減少が進むなか、特に厳しい人口減少地域においては保育人材難により良質な保育の確保が困難となるなど一刻の猶予もない課題が山積しています。さらに、残念なことではありますが虐待等が疑われる事案が各地で散見されており、その背景にある保育環境の改善はもとより、すべての保育者が施設内外の研修や実践活動によってその根絶に全力で取り組んでいく必要があります。一方で、少子化に追い打ちをかけて昨今の物価高による光熱費や食材費の高騰により、施設の運営はますます厳しい環境にさらされています。

そのような中、兵庫県においては引き続き待機児童対策を進める必要のある市がある一方で、急激な少子化の影響により保育施設のない地域が生じる可能性があるなど、県域が広大なことにより地域によって取り巻く状況が大きく異なっています。それぞれの地域が抱える課題や子育てニーズに違いはありますが、新たな保育の量から質への転換という国の方向性に対応し、それぞれの地域で基礎自治体と綿密に連携しながら、すべての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組を推進することが求められています。

兵庫県保育協会においても、子どもの人権を守るための研修や啓発等、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」や「こども基本法」の精神の具体化を図るとともに、人材の確保や職員の処遇改善が進むよう、ほいくーる（保育士・保育所支援センター）の活性化や県への予算要望活動、また新たな事業の展開により会員園の運営の一助となることを目指すとともに、組織としての運営財源の確保等になお一層取り組んでいきます。

II ビジョン及び重点目標

兵庫県保育協会ビジョン

こどもまんなか社会と持続可能な社会の発展をめざし、乳幼児教育保育の重要性や専門性に関する社会的理解や認知を促し、保育士等の社会的地位向上を図るとともにすべての子どもの育ちと子育て家庭への支援を推進し、安全・安心と、保育の質の維持・向上に努め、教育・保育に関する諸問題の解決に向けて取り組む。

令和8年度重点目標

1. 保育人材の確保・定着と更なる資質の向上を推進する。
2. すべての子どもの人権を守るための取り組み。
3. 少子社会における子どもの育ちを保証する。
4. 地域における子育て支援等のさらなる充実。
5. テクノロジーの活用等による業務改善の取り組みへの支援。
6. 新たな事業の展開による会員メリットの創出。

Ⅲ 事 業

第1 公益目的事業

乳児及び幼児の保育の振興に関する事業

1 子育て家庭への支援事業【公益事業】

(1) 乳児及び幼児の保育に関する普及啓発事業

ア 兵庫県保育大会

次代を担う子ども達の健全育成と地域に根ざした保育所等づくりを進め、兵庫の保育の質的向上、発展と普及啓発を目指し行う。(兵庫県委託事業)

- ・ 表彰(創意工夫保育賞・永年勤続表彰)
- ・ アトラクション
- ・ 記念講演

(実施時期) 10月24日(土)

(会 場) 山崎文化会館(宍粟市山崎町鹿沢88-1)

(対 象 者) 一般県民親子、保育関係者、福祉関係者、県市町関係職員 600人

(周知方法) 各市町に開催要綱を配布

(共 催) 兵庫県・宍粟市・兵庫県社会福祉協議会

イ 広報誌の発行

協会広報誌「てとて」、「兵庫の保育」を発行し、会員保育所・認定こども園の活動状況や子育て家庭に役立つ情報を発信し、乳幼児保育に関する知識等の普及啓発を図るとともに、広報活動の拡大・充実を目指し、広報誌の更なる活用方法等を検討する。

(発行回数) 「てとて」 年間2回

「兵庫の保育」年間2回

(配布先) 会員保育所・認定こども園、保育士養成校、県内全高等学校、各関係行政機関、賛助会員、一般県民

ウ インターネットによる広報活動

ホームページに協会主催のイベント事業や研修会等の案内、子育てに関する情報を掲示し、保育に関する知識の普及啓発に努める。

エ よい子ネットによる情報発信

協会と会員保育所・認定こども園及び保護者を結ぶネットワーク通信「よい子ネット」を活用し、電子連絡帳、保育所主催のイベント事業に関する情報等を発信する。

2 保育者の養成及び資質向上事業【公益事業】

(1) 研修事業の実施

① 新規採用内定者研修会

(実施時期) 3月

(会 場) 神戸市内

(対 象 者) 県内保育所・認定こども園の新規採用内定者及び中途採用職員等 300人

- ② 新任職員フォローアップ研修会
(実施時期) 未 定
(会 場) 神戸市内
(対象者) 保育士経験が1年目の県内保育所・認定こども園職員等 130人
- ③ 職員フォローアップ研修会 (⑬キャリアアップ研修として実施予定)
(実施時期) 未 定
(会 場) 神戸市内
(対象者) 保育士経験が2~3年程度の県内保育所・認定こども園職員等 170人
- ④ 中堅職員研修会 (⑬キャリアアップ研修として実施予定)
(実施時期) 未 定
(会 場) 神戸市内
(対象者) 県内保育所・認定こども園の中堅職員等 170人
- ⑤ 主任保育士研修会 (⑬キャリアアップ研修として実施予定)
(実施時期) 未 定
(会 場) 神戸市内
(対象者) 県内保育所・認定こども園の主任職員等 170人
- ⑥ 施設長等研修会
人材育成や保護者支援について研修を実施する。
(実施時期) 未 定
(会 場) 未 定
(対象者) 県内公立保育所・認定こども園の施設長等 100人
- ⑦ 施設長等研修会
保育士・保育教諭の人材定着や処遇改善および監査に関する事、人権意識向上に関する事、保育情勢・環境に関する事等について研修を実施する。
(実施時期) 未 定 (年1回以上)
(会 場) 未 定
(対象者) 県内民間保育所・認定こども園の施設長等 150人
- ⑧ 認定こども園研修会
教育・保育の取り組みや質の向上に関する研修を実施する。
(実施時期) 未 定 (年1回)
(会 場) 神戸市内
(対象者) 県内保育所・認定こども園施設長等
- ⑨ 人権意識の向上を目指した研修会
こどもの権利条約を見つめなおし、こどもや保護者、保育者の人権について考える研修を実施する。
(実施時期) 未 定
(会 場) 神戸市内
(対象者) 県内保育所・認定こども園職員等
- ⑩ 青年保育者部会企画のセミナー (タイトル未定)
次代の園長・副園長等が、今後の施設運営のために必要な時流にそったテーマを基に、マネジメントや会計などの知識を深めたり、情報交換や親睦につながるセミナーを実施する。

(実施時期) 未 定 (年1回以上)

(会 場) 未 定

(対 象 者) 県内民間保育所・認定こども園の施設長等 120 人

⑪ 管理職等研修会

管理職として必要なマネジメントや労務の基本的な知識と、保育情勢等の動向に関する研修を実施する。

(実施時期) 未 定 (年1回)

(会 場) 神戸市内

(対 象 者) 管理職及び管理職候補者

⑫ 地区研修会 (各地区)

各地区における研修や子育て支援活動等を支援する (普及啓発事業を兼ねる)。

(実施時期) 随 時

(会 場) 各地区

(対 象 者) 県内保育所・認定こども園職員等

⑬ 保育士等キャリアアップ研修会

(実施時期) 4月～3月 (年間)

(会 場) 未 定

(対 象 者) 副主任保育士・専門リーダー・職務分野別リーダー等

(兵庫県委託事業) 専門3分野 (各分野15時間以上)

(ア) 障害児保育研修会

(イ) 食育・アレルギー対応研修会

(ウ) 副主任保育士マネジメント研修会

(協会自主事業：県指定予定) 専門4分野

(エ) 乳児保育研修会

(オ) 幼児教育研修会

(カ) 保健衛生・安全対策研修会

(キ) 保護者支援・子育て支援研修会

⑭ 保育士人材確保研修会

保育人材の確保及び定着を図るための研修を実施する。(兵庫県委託事業)

(実施時期) 未 定

(対 象 者) 県内保育所・認定こども園職員等

⑮ 兵庫県就学前教育・保育研修大会

兵庫県内の就学前教育・保育に携わる者を対象に講演、シンポジウム、意見交換会を開催する。

(実施時期) 9月5日 (土)

(会 場) ラッセホール

(内 容) 講演、シンポジウム及び意見交換会

(対 象 者) 県内認定こども園の園長・職員等 (神戸市・姫路市・西宮市・私立幼稚園含む。) のほか兵庫県内の就学前教育・保育に携わる者

⑯ 認定こども園園長等研修会

兵庫県内の認定こども園の資質向上を図るため、兵庫県独自の園長等研修を実施する。(兵庫県委託事業)

(実施時期) 9月5日(土)・9月25日(金)・10月6日(火)・10月28日(水)・11月18日(水)12月10日(木)

(会場) ラッセホール・オンライン

(内容・時間) 原論、実践、連携、運営の4項目・30時間(5時間×6日)

(対象者) 幼保連携型認定こども園の園長等(神戸市・姫路市・西宮市・私立幼稚園含む)

⑰ 認定こども園主幹保育教諭等研修会

認定こども園の主幹保育教諭として必要な知識を習得し、資質の向上を図る。(兵庫県委託事業)

(実施時期) 8月5日(水)

(会場) オンライン

(内容・回数) 認定こども園の原理、リーダーシップと同僚性の形成、カリキュラム・マネジメント等・年1回(1回6時間)

(対象者) 県内認定こども園の主幹保育教諭等(神戸市・姫路市・西宮市・私立幼稚園含む)

⑱ 実習指導担当者育成研修会

保育実習生の指導者の育成と保育人材の確保を目指した研修を実施する。

(兵庫県補助事業)

(実施時期) 未定

(会場) 神戸市内

(内容) 未定

(対象者) 県内保育所・認定こども園職員等

⑲ ひょうご乳幼児教育・保育マイスター養成研修会

保育所、認定こども園、幼稚園等の施設長等が、保育の質の維持・向上を図るための園運営及び職員の資質向上に寄与するための指導等を行うために必要な知識を習得するための研修を実施する。(兵庫県委託事業)

(実施時期) 未定

(会場) 神戸市内

(内容) 未定

(対象者) 県内保育所・認定こども園施設長等

(2) 子どもの人権を守るための取り組み

各部会・委員会において、子どもの人権を守るための取り組みに関する研修会等についての啓発・広報等を行う。

3 保育者の人材確保事業【公益事業】

(1) ほいくーる(兵庫県保育士・保育所支援センター)の運営(兵庫県委託事業)

保育士等再就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士等の就職支援を行うほか、保育現場の魅力発信、新規資格取得支援、就業継続支援などを行う。

ア 保育現場の魅力発信(広報・啓発事業の実施)

就職説明会等の開催チラシ・リーフレットの作成・配布、インターネット・ホームページ・SNS等による情報発信等により潜在保育士等に広報、啓発を行う。

イ 新規資格取得支援（就職説明会等の開催）

① 「兵庫県保育園・幼稚園・認定こども園合同就職フェア 2026」の開催

保育・幼稚園5団体合同で、保育・幼児教育の施設を紹介するとともに、就労を希望する学生や一般求職者の就職活動を支援し、保育園等の人材確保を図る。

（実施時期）5月30日（土）

（会場）神戸国際展示場1号館

（対象者）保育の職場へ就労を希望する学生及び一般求職者 300人

（主催）兵庫県保育協会・神戸市私立保育園連盟・姫路市保育協会・西宮市私立保育協会・兵庫県私立幼稚園協会

② その他「支部就職フェア」の開催支援

保育園等へ就労を希望する学生や潜在保育士等が抱える不安を払拭し、就労への意欲と自信をつけることにより、安心して保育現場で働けるよう、その他の「支部就職フェア」の開催を支援する。

③ 「福祉の総合フェア in HYOGO」への参画

（開催時期）未定

（会場）神戸国際展示場2号館

（主催）兵庫県社会福祉協議会

④ 出張相談等の実施

上記①、②、③の就職フェアでの「相談コーナー」の開設や、ハローワークにおける就職相談会で出張相談等を行う。

⑤ 養成校のイベントへの参画

学園祭や同窓会報を通じて在校生のみならず卒業生や学園祭来場者、教職員へも周知・広報を行う。

⑥ 保育体験ボランティア事業の実施

大学等に在学する学生・生徒及び潜在保育士を、ボランティアとして会員施設に受け入れ、実際の保育現場の雰囲気や内容などを直接知ってもらい、また様々な保育現場を体験する機会を提供することにより、就職後のミスマッチを防止し、円滑な就労の支援と、将来の保育人材の育成、確保につなげる。

（対象者）大学、短期大学、専門学校、高等学校に在籍する学生・生徒等

（実施時期）年間

ウ 潜在保育士等の就職支援、潜在保育士の掘り起こし

① 保育士等人材紹介事業の実施

保育園で働きたい人と人材を求める保育園等の登録を行い、就職を斡旋する。

また、退職した保育士等を活用した保育士等確保策を拡充していく。

② 復職者支援イベントの開催

潜在保育士等に対する就労支援を行うため、相談会等を毎月開催する。

③ 保育士養成校との連携による潜在保育士等の掘り起こし

保育士養成校卒業生等への当センターの告知・広報のため、リーフレットの配付や就職フェアへの参加等を依頼する。

④ 県が他団体に委託する研修等との連携

復職支援研修や子育て支援員研修の紹介と誘因

エ 就業継続支援

- ① 職場環境改善等にかかる周知・啓発
- ② 研修事業の実施

オ 関係機関との連携

- ① ほいくーる（兵庫県保育士・保育所支援センター）作業部会の開催
ほいくーるの運営等について関係者で協議する場を設け、効率的な運営を行う。
- ② 人材確保対策推進協議会への参画
（開催時期）7月
（主催） 兵庫労働局職業安定部職業安定課
- ③ 保育士養成校等との連絡調整（情報交換会の開催）
保育園等における人材確保と定着に係る課題について、保育士養成校と意見交換を行う場を設け、解決策を見出す機会とする。
（実施時期）未 定
（会 場）未 定
- ④ 栄養士・管理栄養士・調理師養成校へも情報提供
保育園への就職を希望する学生への就職支援を行う。

カ その他センター強化のための事業

(2) 保育人材確保対策貸付事業

保育士の離職防止及び潜在保育士の再就職支援を図るため、保育士資格取得を目指す保育補助者の雇上に要する経費、離職した保育士が再就職する際の必要となる準備金、未就学児に係る保育料の負担及び養成施設の卒業後保育所等で勤務する意志がある場合に、学費等の支援を行う。（兵庫县委託事業）

ア 保育補助者雇上費貸付

保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図る事を目的として、保育士資格を持たない保育補助者の雇上げに必要な費用の貸付を行う。

【貸付額】 保育補助者に係る貸金

（貸付限度額 1人2,953千円/年額、2人以上5,168千円/年額）

イ 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

未就学児を持つ潜在保育士が、保育士として保育所に勤務する場合、当該保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部について貸付を行う。

【貸付額】 保育料（1月当たり最高5万4千円）の半額（貸付期間：1年間限度）

ウ 就職準備金貸付

潜在保育士が保育士として保育所に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸付を行う。

【貸付額】 就職準備金 40万円以内（1回を限度）

エ 保育士修学資金貸付

養成施設卒業後、保育所等で勤務する意志がある場合に学費等の貸付を行う。

【貸付額】 入学準備金 20万円（1回を限度）

学 費 月額上限 5万円（最大2年間）

就職準備金（就職用） 20万円（1回を限度）

就職準備金（就職活動用） 20万円（最終学年進級時1回のみ）

就職準備金（就職活動用）については、学費相当分の貸付けを受けていない者のみに貸し付けることが可能（令和7年度から実施）

オ 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

未就学児を持ち保育所等を利用しており、かつ保育所等における勤務の時間帯により子どもの預かり支援に関する事業（ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業等）を利用している保育士に、貸付を行う。

【貸付額】 利用料金の半額（借受人1人つき年額12万3千円が上限）
（貸付期間：最大2年間）

4 保育事業に関する調査研究事業【公益事業】

(1) 保育事業に関する調査研究

部会長・委員長などからの要請に、必要に応じアンケート実施に向けて検討する。

第2 収益事業等

(収益事業は該当なし)

1 その他事業

連絡調整等事業

(1) 各種会議の開催

ア 部会長・委員長会議

イ 支部長会議

ウ 各部会・委員会

(2) 地区・支部との交流促進

6地区28支部における活動と交流の促進

(3) 上部団体、行政及び関係団体との連携

協会の円滑な運営と、保育事業に関する情報収集、保育制度の向上に関することなど次の関係機関と連携を行う。

ア 全国保育三団体への役員派遣及び会議出席

全国保育協議会、全国私立保育連盟、日本保育協会

イ 兵庫県内認定こども園関係団体協議会への役員派遣及び会議出席

ウ 行政及び社会福祉関係団体への会議出席

(4) 兵庫県等への提言及び要望活動の展開

ア 保育制度のあり方や保育所・認定こども園機能の充実、強化に向け、施策提言や要望活動を行う。

兵庫県、兵庫県議会等

イ 予算対策協議会の開催 年4回（4月(2)・7月・2月）

(5) 乳幼児子育て応援事業に関する連絡調整

乳幼児子育て応援事業に関する事務手続き（兵庫県委託事業）

2 法人管理

組織運営に関する事業、相互扶助等事業

(1) 諸会議の開催

- (1) 定時総会 年1回(5月)
- (2) 理事会 年6回(隔月)
- (3) 監査会 年1回
- (4) 正副会長会 年6回のほか必要に応じ随時
- (5) 各種会議 必要に応じ随時

(2) 総務・財務の活動

公益社団法人としての組織機能のあり方を検討するとともに、健全な財政運営を行うため、事業収入の確保についても検討する。

(3) 法律相談事業の実施

会員保育所・認定こども園の法律問題に対処し、相談窓口(弁護士事務所)を開設する。

(4) 会員保育所・認定こども園の運営に必要とされる製品等の紹介

賛助会員の保育環境機材や衛生関連用品等を会員保育所・認定こども園に紹介する。